

2025年6月26日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

共同代表 奥村 榮

共同代表 古村 一雄

高レベル放射性廃棄物搬出期限を守らせるための公開質問状回答に対する抗議
及び公開質問状の再提出、再要請について（依頼）

当県民の会が、去る4月24日に提出した標記に係る公開質問状に対する貴職からの回答を、去る5月25日に頂きました。

しかし、その内容は質問の主旨にまともに答えない極めて「不誠実」で、知事の県民のための県政運営の姿勢に相反する「県民不在」の内容で強く抗議します。

県民の会は、去る5月13日に標記案件について、国等とのヒアリング集会を行ない、国等に要請し、質疑を行ないましたが、県民の不安、不信、疑問が解消されるには至らずにむしろ不安、不信、疑問が増えたところであります。

従って、知事回答ならびにヒアリング集会を踏まえ、下記により公開質問状を再提出するとともに、4月24日に9項目について要請しておりますが、再要請しますので、対応方についてよろしくお願いします。

記

1、公開質問状（別紙）

文書にて早期にご回答をお願いします。

2、要請事項

- （1）5月23日回答中、問（1）（2）（5）（6）（7）（8）（11）（12）に対する回答は一括され、質問の主旨と異なるため、回答の説明を求める。

(2) 搬出期限を守る第一義的責任が国に在ることから、国に対して「事業者の指導」だけではなく、下記について国が主体的、具体的に取り組むことを国に求めること。

- ① 最終処分場以外の搬出の検討
- ② 搬出までのロードマップの策定
- ③ いずれもタイムリミットを設けること

(3) 福島県では「福島原発事故で発生した除染土の県外最終処分場に向けて」のチラシを作成し、県民に周知しているように、本県も搬出期限に関するチラシを作成し、県民説明会を開催し、県民に周知をはかること。

(4) 六ヶ所再処理工場アクティブ試験に係る安全協定に、試験で発生したガラス固化体及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の保管期間及び保管期間終了後の搬出責任の所在を、高レベル一時貯蔵施設に関する安全協定同様に早期に明記するよう事業者申し入れること。

(5) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律で5年に一度策定を義務づけられている最終処分計画が、平成20年(2008年)3月以降策定されていないため、早期の策定を国に求めること。

(最終処分場操業開始時期等スケジュール及びガラス固化体発生量、最終処分場規模等の公表が求められ、搬出期限順守に影響が大きい内容である)

(6) 搬出期限の約束を守られるかどうか不透明で最終処分場開始の見とおしも無く、六ヶ所再処理工場を本格操業することは、青森県に「一時的」との名目で、長期間高レベル放射性廃棄物が貯蔵され、県民の不安が募り、県政の停滞、苦悩が続き、青森県のイメージダウンを招くことから、六ヶ所再処理工場本格操業の中止を国、事業者を求めること。

(別紙)

2025年6月26日

高レベル放射性廃棄物搬出期限を守らせるために再公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

- (1) 平成6年(1994年)12月26日に締結された安全協定を締結する前の同年11月19日付、科技庁長官田中真紀子氏から北村知事あてに「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について」回答文書が提出されています。

この中で「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画に、高レベル放射性廃棄物の処分に関する役割分担、手順及びスケジュールが示されており、処分方策を進めていくに当たって、国は処分が適切かつ確実に行われることに対して責任を負う」とあります。

また、同時期に日本原燃(株)及び各電力会社からも、北村知事に対する回答文書が提出され、各々の文書にも「30年間から50年間程度冷却のため貯蔵するとの国の方針に則り」とあります。

以上のことを踏まえ、安全協定で管理期間が定められたことから、最終処分場に搬出するために期限順守の第一義的責任は国にあるものとするが、知事の見解を伺う。

- (2) また、知事は国がその責任を果たすために、具体的な対応を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

- (3) 平成6年(1994年)9月30日の県議会一般質問で、県環境保健部長は「ガラス固化体の管理期間終了後の取り扱いについては、国の方針に従い、事業者が電力会社に同施設より最終処分に向けて搬出させる」「安全協定に50年間の管理期間を過ぎた場合の措置を明記すべきについては、原子力長計で処分事業の開始は、2030年代から遅くとも2040代半ばを目途とし管理期間終了時点で最終処分に向けて搬出されることになり、この期間を超えて貯蔵されることはない」と答弁している。

まず、この答弁内容は現時点でも変わらないのか伺う。

次に、議会答弁から、県が安全協定締結に踏み切ったのは、国の方針及び原子力長計で国の責任が明確にされ、管理期間を超えることはなく、管理期間終了までに最終処分場が本県以外の場所で開始されると判断したからと考えるが、知事の見解を伺う。

- (4) 先の答弁及び、後述(9)の知事アンケートで、知事は「最終処分場は、国の責任で」と回答していることから、管理期間終了時に最終処分場が操業開始していない場合の責任は国にあるものと理解するが知事の見解を伺う。

(5) 先の「最終処分に向けて搬出されるので、管理期間を超えて貯蔵されることはない」との答弁があるにもかかわらず、安全協定で、電力会社に搬出させると規定しながら搬出先については明確にされていない。

そこで、搬出先として最終処分場と明記しなかった理由について伺う。

(6) 更に、平成6年（1994年）7月28日付の各電力会社と日本原燃（株）との契約書には、電力会社は、貯蔵管理期間満了までに（略）最終処分地等の「等」とは処分場以外への搬出を想定していると理解するが、その具体的内容及び県の見解について伺う。

(7) また、搬出先が、最終処分場以外であれば青森県内も搬出先に含まれると解釈され、誤解を招くことから、最終処分場以外でも、青森県内に搬出されることはあり得ないことを知事は明言すべきと考えるが、知事の見解について伺う。

(8) 最終処分開始時期については、平成12年（2000年）17年、20年策定の最終処分計画が、平成40年代後半目途」に平成6年（1994年）6月の原子力長計では「2030年代から遅くとも2040年代」としているのはいずれも計画であって、処分場が実現できない場合や遅れることもあり得ることから、それらを想定した検討を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(9) 多くの自治体で核のゴミ拒否条例を制定し、本県の四代にわたる知事と文献調査が実施されている北海道と佐賀県の両知事も最終処分地を拒否し、共同通信社の全国47知事アンケートでも、処分場受け入れ賛成ゼロでした。文献調査実施地区に名前が上がった島根県益田市市長及び同県知事と長崎県対馬市長、さらには益田市隣接の山口県萩市長も反対の意志を表明していることは、最終処分地選定、決定そして処分場開始が国の計画どおり進むことが困難であることの証しと考えるが、このような自治体の動向に対する知事の認識と見解について伺う。

(10) 国は、最終処分場操業までに、調査建設に約30年要するとし、いくら技術が進歩するとは言え、国が平成20年（2008年）に策定した最終処分計画のスケジュールは大幅に遅れています。搬出期限である2045年4月25日までに、最終処分場が操業開始することは不可能と考えますが、宮下知事は可能と考えているのか、それとも不可能と考えているのか宮下知事の見解とその理由を伺う。

(11) 電気事業連合会が搬出期限順守のために2023年8月29日に開催され第13回核燃料サイクル協議会以降「検討」を行ってきたとのことであるが、これまでの検討状況を県民に説明すべきと考えるが、検討状況及び県民の対応について伺う。

(12) 国、県、事業者の対応が遅れることで搬出先を確保できず、一時貯蔵期間の30年間から50年間が延長されることもあり得ると考えるが、そうなった場合の責任は誰がどのような形

で負うことになるのか。

また、宮下知事にも責任があると思うが、知事の責任をどのように果たすのか、知事の見解と対応について伺う

(13) これまでの国の原子力政策で重要な計画が実現しなかったり、スケジュールと内容が大きく変わった政策は数多くあります。

それによって苦悩するのはそれを引き継いだ次の世代であるのは、今日の搬出期限問題を見れば明白で私たちは、次の世代に苦悩や不安、リスク疑問を先送りしてはならないと考えるが知事の見解について伺う。

(14) 5月23日回答中、質問(14)(15)のむつ中間貯蔵施設に関する回答は質問の主旨に答えていないことから、改めて下記について伺う。

その① 両電力会社の今後の使用済核燃料発生見込量及びプルトニウム利用の短中・長期計画が示されていないのでは、核燃料サイクル計画と再処理事業が確実に行われ、むつ中間貯蔵施設から50年以内に搬出され、再処理される確実な根拠とならないことから、両電力会社の上記計画を電力会社に求め、公表すべきと考える。知事の見解と対応について伺う。

その② 国として、使用済核燃料対策推進協議会幹事会で、中間貯蔵事業を確認したとあるが、両電力会社に関して、具体的な確認内容及びこれに対する知事の見解を伺う。

その③ 両電力会社の原発の今後の短中・長期運転、稼働計画を求め、公表すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

その④ 上記①～③の計画、説明については県民の理解が得られない場合は、今年度のむつ中間貯蔵施設への搬入計画を認めるべきでないと思うが、知事の見解と対応について伺う。